

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、以下「法」という）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という）の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 地方自治体

機関名	事務又は業務
安芸市	ア 安芸市地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設 ケ 消防、水防その他応急措置 コ 被災者に対する救助及び救護等の措置 サ 緊急輸送の確保 シ 食糧、医薬品、その他物資の確保 ス 災害時の保健衛生及び応急教育 セ その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置 ソ 災害復旧・復興の実施
高知県	ア 地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備

	ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の指示及び避難場所の開設の指示 ケ 水防その他応急措置 コ 被災者に対する救助及び救護等の措置 サ 緊急輸送の確保 シ 食糧、医療品、その他物資の確保 ス 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 セ 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 ソ その他災害の発生への防御又は拡大防止のための措置 タ 災害復旧・復興の実施
--	--

(2) 指定地方行政機関

四国管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 エ 警察通信の確保及び統制 オ 管区内各県警察への気象予警報の伝達
四国財務局 高知財務事務所	ア 公共土木施設災害復旧事業査定立会 イ 農林水産業施設に関する災害復旧事業査定立会 ウ 災害時において金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で、次の事項の実施を要請 ①災害関係の融資 ②預貯金の払い戻し及び中途契約 ③手形交換、休日営業等 ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ⑤その他非金融措置 エ 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 オ 地方公共団体に対する短期資金の貸付 カ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
四国厚生支局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整

中国四国農政局	<p>ア 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災</p> <p>イ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理</p> <p>ウ 農作物に対する被害防止のための営農技術指導</p> <p>エ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策</p> <p>オ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業</p> <p>カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資</p>
中国四国農政局 高知地域センター	災害時における応急食料の緊急引き渡し
四国森林管理局	<p>ア 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施</p> <p>イ 国有保安林の整備保全</p> <p>ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需要調整</p>
四国経済産業局	<p>ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営確保</p> <p>イ 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に係る応急対策等</p>
中国四国産業保安監督部四国支部	<p>ア 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等</p> <p>イ 危険物等の保安の確保</p> <p>ウ 鉱山における災害の防止</p> <p>エ 鉱山における災害時の応急対策</p>
四国運輸局高知運輸支局	<p>ア 災害時における自動車による輸送の斡旋</p> <p>イ 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するため、船舶等の調達斡旋</p>
大阪航空局高知空港事務所	<p>ア 災害時における人員、応急物資空輸に対する利便確保</p> <p>イ 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化</p>
高知海上保安部	<p>ア 海上災害に関する警報等の伝達、警戒</p> <p>イ 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査</p> <p>ウ 海上における人命救助</p> <p>エ 避難者、救援物資等の緊急輸送</p>

	<p>オ 係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査</p> <p>カ 海上における流出油事故に関する防除措置</p> <p>キ 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導</p> <p>ク 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止</p> <p>ケ 海上治安の維持</p> <p>コ 海上における特異事業の調査</p>
高知地方気象台	<p>ア 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達</p> <p>イ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表</p> <p>ウ 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説</p> <p>エ 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
四国総合通信局	<p>ア 各種非常通信訓練の実施及びその指導</p> <p>イ 高知地区非常通信協議会の育成指導</p> <p>ウ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理</p> <p>エ 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集</p> <p>オ 災害時における通信機器の供給の確保</p>
高知労働局	<p>ア 事業場施設及び労働者の被災状況の把握</p> <p>イ 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導</p> <p>ウ 災害応急、復旧工事等に従事する、労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導</p> <p>エ 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導</p> <p>オ 労働条件の確保に向けた総合相談</p> <p>カ 事業場の閉鎖時による賃金未払い労働者に対する未払い金立替払い</p> <p>キ 被災労働者に対する労災保険給付</p> <p>ク 労働保険料の納付に関する特例措置</p> <p>ケ 雇用保険の失業認定</p> <p>コ 被災事業所離職者に対する求職者給付</p>
四国地方整備局	<p>ア 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達</p>

	ウ 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 エ 直轄河川の水質事故対策、通報等 オ 直轄ダムの放流等通知 カ 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止 キ 港湾・海岸・空港の災害応急対策 ク 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除 ケ 災害関連情報の伝達・提供 コ 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動 サ 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援
中国四国防衛局	ア 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 イ 災害時における米軍部隊との連絡調整

(3) 自衛隊

ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 イ 市が実施する防災訓練への協力 ウ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防除、通信支援、人員物資の輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） エ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与
--

(4) 指定公共機関

日本放送協会	ア 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 イ 災害時における広報活動及び災害状況等の速報 ウ 生活情報、安否情報の提供 エ 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本電信電話株式会社	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常電話の調整及び気象警報等の伝達
株式会社 NTT DOCOMO 四国	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常通話の確保
ソフトバンク株式会社	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常通話の確保
日本郵便（株）	ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄附金の配分

	<p>オ 被災者の救助を目的とする寄附金送金のための料金免除</p> <p>カ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い</p> <p>キ 通信病院の医療救助活動</p> <p>ク 簡易保健福祉事業団に対する災害救護活動の要請</p> <p>ケ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立て金による短期融資</p>
日本銀行	<p>ア 現金の確保決済機能の維持</p> <p>イ 金融機関の業務運営の確保</p> <p>ウ 非常金融措置の実施</p>
日本赤十字社	<p>ア 災害時における医療救護</p> <p>イ 遺体の処理及び助産</p> <p>ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>エ 被災地応急救護班の編成、派遣の措置</p> <p>オ 被災地に対する救援物資の配付</p> <p>カ 義援金の募集受付</p> <p>キ 防災ボランティアの登録及び育成</p> <p>ク 防災ボランティアの活動調整</p> <p>ケ 各種ボランティアの調整、派遣</p>
西日本高速道路株式会社	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道株式会社	<p>ア 鉄道施設等の保全</p> <p>イ 救援物資および避難者の輸送協力</p>
四国電力株式会社	<p>ア 電力施設の保全、保安</p> <p>イ 電力の供給</p>
KDDI 株式会社 高松テクニカルセンター	<p>ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 災害時における通信の疎通確保</p>
四国ガス株式会社(社)高知県 LP ガス協会	<p>ア ガス施設の保全、保安</p> <p>イ ガスの供給</p> <p>ウ 避難所への支援</p>
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	<p>ア 気象警報等の放送</p> <p>イ 災害時における広報活動</p> <p>ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底</p> <p>エ 住民に対する防災知識の普及</p> <p>オ 生活情報・安否情報の提供</p>
土佐くろしお鉄道株式会社	<p>ア 鉄道施設等の保全</p> <p>イ 救助物資及び避難者の輸送の協力</p>

とさでん交通株式会社 (一社)高知県バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県医師会	ア 災害時における救急医療活動 イ 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う
(社)高知県建設業協会	災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関する事
(公財)高知県消防協会	ア 防災・防火思想の普及に関する事 イ 消防団員等の教養・訓練及び教育に関する事 ウ 災害時要配慮者等の避難支援への協力に関する事
(公社)高知県看護協会	ア 災害看護に関する事 イ 災害時要配慮者等の健康対策に関する事
(公社)高知県社会福祉協議会	ア 災害時要配慮者対策等の地域の防災対策への協力に関する事 イ 災害時の福祉施設の人材のあっせんに関する事 ウ 災害ボランティアに関する事 エ 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事
(株)高知新聞社	ア 県民に対する防災知識の普及に関する事 イ 災害時における広報活動 ウ 生活情報、安否情報の提供

(5) 公共的団体

ア 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

- (ア) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事
- (イ) 生産物の災害応急対策の指導に関する事
- (ウ) 被災組合員に対する融資及び資機材斡旋に関する事
- (エ) 生産物の需給調整に関する事

イ 商工会議所

- (ア) 商工業者への融資斡旋に関する事
- (イ) 災害時における中央資金源の導入に関する事
- (ウ) 救助用物資、復旧資機材の確保、協力及び斡旋に関する事

- (エ) 物価安定についての協力に関すること
- ウ 厚生、医療、社会事業団体
 - (ア) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
 - (イ) 災害時のり災者の保護、医療救護及び収容に関すること
- エ 文化、教育事業団体
 - (ア) 災害時における炊き出し、り災者の救助、救護に関すること
 - (イ) 救助金品の募集及び配分並びに連絡に関すること
- オ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- イ 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。
調達手配に関する事項については、第2章「災害予防計画」第17節「生活関連物資等の確保に関する計画」に定めるところによる。

(2) 人員の配置

市は人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、「安芸市地域防災計画」に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

- (1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は別表4のとおりとする。
- (2) 市は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

3 帰宅困難者への対応

- (1) 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

- (1) 市又は、堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は、水門等の閉鎖に係る操作員の安全に配慮し水門及び閘門の閉鎖を行わず、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 施設整備の方針
 - ア 市又は堤防、水門等の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うものとする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
 - イ 市又は堤防、水門等の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、堤防等の計画的な補強・整備、水門等の自動化・遠隔監視等の施設整備を推進するものとする。
 - ウ 市は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行うものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「安芸市津波避難計画」に定めるところによる。

3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難勧告又は指示の発令基準は、原則として「安芸市津波避難計画」に定めるところによる。

4 避難対策等

- (1) 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地域は、表1のとおり。

なお、市は、レベル 2 の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

表 1 避難対象地域一覧表

平成 28 年 4 月末現在

避難対象地域	自主防災組織名	世帯数	人口
港町1丁目	港町1丁目防災会	117	249
港町2丁目	港町2丁目防災会	177	352
矢ノ丸1丁目	矢ノ丸1丁目地区自主防災会	106	214
矢ノ丸2丁目、矢ノ丸4丁目	矢ノ丸2・4丁目地区防災会	212	426
矢ノ丸3丁目、東浜、花園町	川向地区防災会 柳田地区自主防災会	449	1009
本町1丁目	本町1丁目地区自主防災会	177	340
本町2丁目	本町2丁目東防災会 本町2丁目西地区防災会	179	345
本町3丁目、久世町、寿町	安芸中央防災会	297	593
本町4丁目、庄之芝町、清和町	庄之芝・本4・清和町防災会	284	570
本町5丁目、染井町、千歳町、桜ヶ丘町	西浜西地区防災会 西浜東地区防災会	543	980
日ノ出町	日ノ出町地区自主防災会	176	289
幸町、宝永町	宝永町幸町地区自主防災会	363	738
黒鳥	黒鳥地区自主防災会	146	338
津久茂町、西浜	津久茂町地区自主防災会	247	528
伊尾木（西組北、西組南、西組前、中組町、中組前、中組浜、東組西、東組南、東組東、東組東ノ東、不動、河野）	伊尾木地区自主防災会	452	932
下山（大山、西ノ浜、浜ノ西、浜ノ東）	下山西地区自主防災会 下山東地区自主防災会	137	311
川北（前島、上島、中田、新町、片町、栄町、久保田南、西ノ島、清水寺岡）	川北地区自主防災会 西ノ島地区自主防災会	670	1511

土居春日	土居春日地区自主防災会	156	344
土居玉造	土居玉造地区防災会	63	164
土居下中	下中地区自主防災会	82	193
土居上中	上中地区自主防災会	120	277
土居廓中	土居廓中地区防災会	73	181
溝ノ辺	溝ノ辺高園地区防災会	44	81
長屋	稲葉・長屋地区防災会	65	160
江川	江川地区防災会	55	113
穴内（新城、大平、腰掛ノ下、八丁ノ下、塩屋、川口、堀切）	穴内川西自主防災会 穴内川東自主防災会	172	396
赤野（桜浜、東赤野、東寄、西寄、叶岡、叶岡前、住吉）	赤野地区防災会	359	840

(2) 市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

ア 地域の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、第3章「災害応急対策計画」第8節「応急避難計画」及び第9節「災害拡大防止活動計画」に定めるところによる。

(4) 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

(5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は、「安芸市津波避難計画」に定めるところによる。

(8) 避難所における救護上の留意事項

ア 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 市はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(9) 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

(10) 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

5 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置として講ずるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) (1) に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、第3

章「災害応急対策計画」第7節「消防活動計画」に定めるところによる。

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は、第3章「災害応急対策計画」第21節「ライフライン施設の応急対応計画」に定めるところによる。

(2) 電気

ア 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

イ 指定公共機関四国電力株式会社安芸営業所が行う措置は、第3章「災害応急対策計画」第21節「ライフライン施設の応急対応計画」に定めるところによる。

(3) ガス

ア ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定地方公共機関高知県LPガス協会安芸支部が行う措置は、第3章「災害応急対策計画」第21節「ライフライン施設の応急対応計画」に定めるところによる。

(4) 通信

ア 指定公共機関西日本電信電話株式会社高知支店が行う措置は、第3章「災害応急対策計画」第21節「ライフライン施設の応急対応計画」に定めるところによる。

イ 市が行う支援の措置は、第3章「災害応急対策計画」第21節「ライフライン施設の応急対応計画」に定めるところによる。

(5) 放送

ア 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

イ 放送事業者は、市、防災関係者と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等から津波の円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

ウ 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、放送等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定めるものとする。

7 交通対策

(1) 道路の対策

ア 市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

(2) 海上の対策

ア 高知海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

(3) 鉄道の対策

ア 鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

イ 鉄道事業者は、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、歴史民俗資料館、書道美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事情

(ア) 学校等にあつては、

① 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

② 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学級等）これらの者に対する保護の措置

(イ) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のイに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機器等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)のイ又は(1)のウの掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材も確保に努めるものとする。

それぞれの整備計画は、「安芸市南海地震対策5ヵ年計画(H24~28)」(平成28年5月修正版)及び「第4次地震防災緊急事業5箇年計画」に定めるところによる。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画は、「安芸市大規模災害対策5ヵ年計画（平成29年度～平成33年度）」（平成29年5月10日改定）に定めるところによる。

第5節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、9月第1日曜日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要がある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知・ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法

- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第7節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第3節4(1)で示された津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおり。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
赤野地区	避難経路の整備事業	1路線	平成29年度
土居地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成28年度
川北地区	避難施設の整備事業	3箇所	平成29年度
伊尾木地区	避難施設の整備事業	3箇所	平成29年度
	避難経路の整備事業	1路線	平成33年度
穴内地区	避難経路の整備事業	2路線	平成33年度